

【都市・地域再生等利用区域の指定】

大阪府では、公共用物である河川の恒常的かつ適正な利活用を促進するため、河川敷地占用許可準則（以下、「準則」という。）の改正（平成 23 年 3 月 8 日付け国河政第 135 号通知）を踏まえ、「河川敷地占用許可準則第四章の規定に基づく都市及び地域の再生等のために利用する施設に係る占用の特例に関する取扱いについて」に基づき、河川敷地の利用について地域の特性や都市及び地域の再生等に係るニーズ等を十分に考慮した上で、次のとおり区域を指定する。

1 都市・地域再生等利用区域

(1) 指定範囲

一級河川 旧淀川（安治川）の河川区域内で、別図に示す区域。

(2) 安治川右岸（桜島入堀上流）の位置づけ

安治川の最下流部に位置する本区域は、大型テーマパークに隣接し、年間 1400 万人を超える集客力を有するとともに、対岸の天保山地区には、世界最大級の水族館や大型客船の発着する岸壁があることから、大阪市内河川と臨海部の結節点として、舟運ネットワークの拠点となり得る区域でもある。

また、本区域にほど近い夢洲においては、大阪・関西万博の開催を控え、さらには統合型リゾート（IR）を含む国際観光拠点の形成に向けたまちづくりが進められようとしており、此花区の臨海部は大阪・関西全体の賑わいを押し上げる役割を担う重要なエリアとして期待されている。

こうした状況を踏まえ、安治川右岸（桜島入堀上流）は、新たな水辺の賑わい創出や、舟運活性化の拠点となることが期待される地域である。

(3) 指定年月日

令和 4 年 3 月 7 日

2 都市・地域再生等占用方針

都市・地域再生等利用区域において占用の許可を受けられる施設

占用施設については、準則第二十二第 3 項に掲げる施設のうち、広場、イベント施設、遊歩道、船着場、船舶係留施設、前述に掲げる施設と一体をなす飲食店、売店、オープンカフェ、広告板、広告柱、照明・音響施設、バーベキュー場、切符売場、案内所、日よけ、船上食事施設、突出看板、川床、その他都市及び地域の再生等のために利用する施設とする。

### 3 都市・地域再生等利用区域の許可方針及び占用主体

当該区域については、護岸及び堤防に影響がないことを確認の上、前記安治川右岸（桜島入堀上流）の位置づけを踏まえた利活用を行うものとし、占用主体については、準則第二十二第4項第1号に掲げる者とする。

別図

